



和歌山県報

発行 和 歌 山 県
和歌山市小松原通一丁目 1 番地
毎週火、金曜日発行

目 次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

1009	生活保護法による指定医療機関の廃止	(福祉保健総務課).....	1
1010	〃	(〃).....	1
1011	生活保護法による医療機関の指定	(〃).....	2
1012	〃	(〃).....	2
1013	指定障害福祉サービス事業者の指定	(障害福祉課).....	2
1014	和歌山県薬物の濫用防止に関する条例による知事監視製品の指定の失効	(薬務課).....	2
1015	大規模小売店舗立地法による和歌山市から聴取した意見の概要	(商工振興課).....	3
1016	肥料取締法による肥料の登録	(果樹園芸課).....	3
1017	道路の区域変更	(道路保全課).....	4
1018	道路の供用開始	(〃).....	4

○ 選挙管理委員会告示

82	政治団体の届出事項の異動の届出	4
83	政治団体の解散の届出	5
84	政治団体の収支報告書の要旨	6
85	政治団体の設立の届出	8

告 示

和歌山県告示第1009号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した医療機関から廃止の届出があったので、次のとおり告示する。

平成25年8月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
田薬 44-19	ハヤシ薬局	田辺市上の山2丁目30-17	平成 25.6.30
田薬 45-19	ハヤシ薬局目良店	田辺市目良31-9	平成 25.6.30

和歌山県告示第1010号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した医療機関から廃止の届出があったので、次のとおり告示する。

平成25年8月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	廃 止 年月日
橋医 90-19	岡本クリニック	橋本市清水512-7	平成 25.7.8

和歌山県告示第1011号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により医療機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成25年8月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	指 定 年月日
田薬 65-25	とらや薬局	田辺市上の山2丁目30-17	平成 25.7.1
田薬 66-25	とらや薬局目良店	田辺市目良31-9	平成 25.7.1

和歌山県告示第1012号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により医療機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成25年8月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	指 定 年月日
橋医 101-25	医療法人仁清会 岡本クリニック	橋本市清水512-7	平成 25.7.9

和歌山県告示第1013号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので公示する。

平成25年8月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所 番 号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉 サービスの 種 類	主たる対象 とする障害 種 別	事業者の名称	事業者の主たる 事務所の所在地	指 定 年月日
3012300 442	さら介護サー ビス	新宮市別当屋敷 町6番地4	居宅介護・重 度訪問介護・ 同行援護	特定無し	有限会社さら	新宮市別当屋敷 町6番地4	平成 25.8.1
3011400 326	ケアセンターり あん	海南市且来233- 8	同行援護	特定無し	株式会社リア ン	海南市且来233- 8	平成 25.8.1

和歌山県告示第1014号

和歌山県薬物の濫用防止に関する条例（平成24年和歌山県条例第83号）第12条第1項の規定により、次

のとおり知事監視製品の指定が効力を失うので告示する。

平成25年8月6日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 失効する知事監視製品

次の写真に示すとおり、被包に「FEELING Royal」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの

(次の写真は、省略し、その写真を和歌山県福祉保健部健康局薬務課及び県立保健所に備え置いて縦覧に供する。)

2 失効理由

当該知事監視製品が薬事法(昭和35年法律第145号)第2条第14項に規定する指定薬物に該当するに至ったため

3 失効年月日

平成25年8月6日

和歌山県告示第1015号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項の規定により和歌山市から聴取した意見の概要について、同条第3項の規定により公告する。

平成25年8月6日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ファッションセンターしまむら神前店
和歌山県和歌山市神前字桃ノ木189番地1 外1筆

2 意見の対象となった届出に係る告示

平成25年和歌山県告示第324号

3 意見の概要

特になし

4 意見の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課(和歌山市小松原通一丁目1番地)
和歌山市まちづくり局まちおこし部商工まちおこし課(和歌山市七番町23番地)

5 意見の縦覧期間及び縦覧できる時間帯

縦覧期間 平成25年8月6日から同年9月6日
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第1016号

肥料取締法(昭和25年法律第127号)第7条第1項の規定により、次の肥料を登録したので、同法第16条第1項の規定により公告する。

平成25年8月6日

和歌山県知事 仁坂吉伸

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所	有効期限
和歌山県第787号	加工家きんふん肥料	有機ぐんぐん	窒素全量2.5% りん酸全量2.5% 加里全量1.0%	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は、公定規格のとおり	日東化工サービス株式会社 大阪府東大阪市衣摺六丁目4番37号	平成31.7.25

和歌山県告示第1017号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成25年8月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 御坊湯浅線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
日高郡日高町大字池田字工田43番1地先から同町大字池田字池ノ内638番5地先まで	旧	3.80 } 9.00	246.00	
同上	新	6.30 } 11.80	246.00	

和歌山県告示第1018号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成25年8月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 御坊湯浅線

供用開始の区間 日高郡日高町大字池田字工田43番1地先から同町大字池田字池ノ内638番5地先まで

供用開始の期日 平成25年8月6日

選挙管理委員会告示

和歌山県選挙管理委員会告示第82号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成25年8月6日

和歌山県選挙管理委員会委員長 上 山 義 彦

政治団体の名称	異動事項	新	旧	届 出 年月日	政党・政治 団 体 の 別	備 考
自由民主党和歌山県海草郡第二支部	主たる事務所の所在地	海南市下津町市坪836	海南市下津町上563	平成 25.4.16	政党	
尾崎ようじ後援会	主たる事務所の所在地	海南市下津町市坪836	海南市下津町上563	平成 25.4.16	政治団体	

	代表者	市川博康	出口暢通			
要政会	主たる事務所の所在地	海南市下津町市坪836	海南市下津町上563	平成 25.4.16	政治団体	
世耕弘成後援会田辺支部	代表者	中田肇	橘一郎	平成 25.5.29	政治団体	
日本薬業政治連盟和歌山県支部	代表者	坂井田薫	花木宏明	平成 25.6.10	政治団体	
	会計責任者	花木宏明	松本義広			
世耕弘成後援会美浜町支部	主たる事務所の所在地	日高郡美浜町和田985-2	日高郡美浜町和田2641	平成 25.6.12	政治団体	
	代表者	小松一也	椎崎太一郎			
	会計責任者	龍神祥子	松尾茂紀			
市木久雄後援会	主たる事務所の所在地	日高郡日高川町下田原259-1	日高郡日高川町小熊2522-2	平成 25.6.12	政治団体	
自由民主党湯浅町支部	主たる事務所の所在地	有田郡湯浅町吉川579	有田郡湯浅町栖原847	平成 25.6.12	政党	
	代表者	岡本善夫	阿波欣也			
原ひでお後援会	会計責任者	津本敏子	谷本貞夫	平成 25.6.17	政治団体	
税理士による岸本周平後援会	主たる事務所の所在地	和歌山市黒田2-2-22	和歌山市湊1410	平成 25.7.1	政治団体	
	代表者	大西省悟	溝上裕章			
和歌山市医師連盟	代表者	宮崎孝夫	田中章慈	平成 25.7.2	政治団体	

和歌山県選挙管理委員会告示第83号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成25年8月6日

和歌山県選挙管理委員会委員長 上山 義彦

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日	届出年月日
要友会	児玉龍猪	平成 25.3.22	平成 25.4.16
北裏博己後援会	上西二三男	平成 24.12.28	平成 25.6.12

若い力の会	上野恵司	平成 25. 3. 31	平成 25. 6. 12
楠部重計後援会	池尻一也	平成 25. 1. 31	平成 25. 6. 14
原ひでお後援会	坂本学	平成 24. 11. 1	平成 25. 6. 17
玉置俊久後援会	長岡均	平成 25. 6. 20	平成 25. 6. 21
亀岡まさふみ後援会	亀岡正義	平成 22. 4. 10	平成 25. 6. 26
なかよしの党前川ゆかり後援会	前川ゆかり	平成 25. 7. 3	平成 25. 7. 3

和歌山県選挙管理委員会告示第84号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体の収支報告書を受理したので、同法第20条第1項の規定に基づき、その要旨を次のとおり公表する。

平成25年8月6日

和歌山県選挙管理委員会委員長 上 山 義 彦

政治団体の収支報告書（平成21年分）の要旨

（単位：円）

亀岡まさふみ後援会

報告年月日 25. 06. 26

1 収入総額	0
2 支出総額	0

政治団体の収支報告書（平成22年分）の要旨

亀岡まさふみ後援会

報告年月日 25. 06. 26

1 収入総額	0
2 支出総額	0

政治団体の収支報告書（平成24年分）の要旨

要友会

報告年月日 25. 04. 01

1 収入総額	0
2 支出総額	0

北裏博己後援会

報告年月日 25. 06. 12

1 収入総額	0
2 支出総額	0

若い力の会

報告年月日 25. 06. 12

1 収入総額	0
2 支出総額	0

楠部重計後援会

報告年月日 25.06.14

1 収入総額	0
2 支出総額	0

原ひでお後援会

報告年月日 25.06.17

1 収入総額	59,250
前年繰越額	59,250
2 支出総額	59,250
4 支出の内訳	
経常経費	39,250
事務所費	39,250
政治活動費	20,000
調査研究費	20,000

政治団体の収支報告書（平成25年分）の要旨

要友会

報告年月日 25.04.16

1 収入総額	0
2 支出総額	0

若い力の会

報告年月日 25.06.12

1 収入総額	0
2 支出総額	0

楠部重計後援会

報告年月日 25.06.14

1 収入総額	0
2 支出総額	0

玉置俊久後援会

報告年月日 25.06.21

1 収入総額	5,047,565	
前年繰越額	1,586,439	
本年收入額	3,461,126	
2 支出総額	4,915,237	
3 本年收入の内訳		
寄附	3,461,000	
個人からの寄附	3,461,000	
その他の収入	126	
1件10万円未満のもの	126	
4 支出の内訳		
経常経費	3,308,585	
人件費	1,064,500	
光熱水費	27,763	
備品・消耗品費	327,575	
事務所費	1,888,747	
政治活動費	1,606,652	
機関紙誌の発行その他の事業費	1,606,652	
宣伝事業費	1,057,267	
その他の事業費	549,385	
5 寄附の内訳		
(個人からの寄附)		
勝田 真美	50,000	京都府木津市
塚原 由美	50,000	東京都板橋区
内田 寛之	50,000	兵庫県神戸市東灘区

龍田 伸嵩	50,000	日高川町
東 良一	100,000	日高川町
玉置 松代	1,000,000	日高町
長岡 均	100,000	日高川町
津村 貞喜	101,000	和歌山市
玉置 勇	100,000	日高川町
玉置 陽一	100,000	東京都杉並区
玉置 啓太	100,000	愛知県名古屋市千種区
玉置 武士	100,000	奈良県桜井市
玉置 佳永	100,000	日高川町
玉置 俊久	1,000,000	日高川町
年間5万円以下のもの	460,000	

なかよしの党前川ゆかり後援会

報告年月日 25.07.03

1 収入総額		378,006	
本年收入額		378,006	
2 支出総額		378,006	
3 本年收入の内訳			
個人の党費・会費	(16人)		378,000
その他の収入		6	
1件10万円未満のもの		6	
4 支出の内訳			
政治活動費		378,006	
機関紙誌の発行その他の事業費		141,000	
宣伝事業費		141,000	
寄附・交付金		237,006	

和歌山県選挙管理委員会告示第85号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定による政治団体の設立の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成25年8月6日

和歌山県選挙管理委員会委員長 上山 義彦

その他の政治団体

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
久保みやこ後援会	丸山芳孝	張吉祥二	和歌山市向191 市営住宅8-257	平成 25.6.14
和歌山県医薬品登録販売者政治連盟	宮脇憲二	山本登世子	海南市船尾231	平成 25.6.25
あたご会	中西登志明	西山寿一	有田市宮原町道521-17	平成 25.6.25
亀岡雅文後援会	亀岡正義	亀岡浩次	紀の川市中津川534	平成 25.6.26
西岡としき後援会	松林実	牛居利一	有田郡広川町西広548-1	平成 25.6.27